

小規模企業共済制度の 付加共済金算出方法の見直しについて

令和4年12月

中小企業庁

1.小規模企業共済制度の概要

- 小規模企業共済法に基づき、小規模企業の個人事業主等が、**廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度**。運営主体は、(独)中小企業基盤整備機構。(以下「機構」)

【制度概要】

- 加入資格：小規模企業の個人事業者、会社役員
- 制度開始：昭和40年12月
- 在籍者数：158.8万人（令和3年度末）
- 資産総額：10兆8,847億円（令和3年度末）
- 月額掛金：1千円～7万円（在籍者平均：4.3万円）
- 共済金等総支給額：5,309億円（令和3年度）（共済金平均支給額：1,169万円）
- 共済金：支給事由※により支給額は異なるが、支給額は、「基本共済金＋付加共済金」で構成

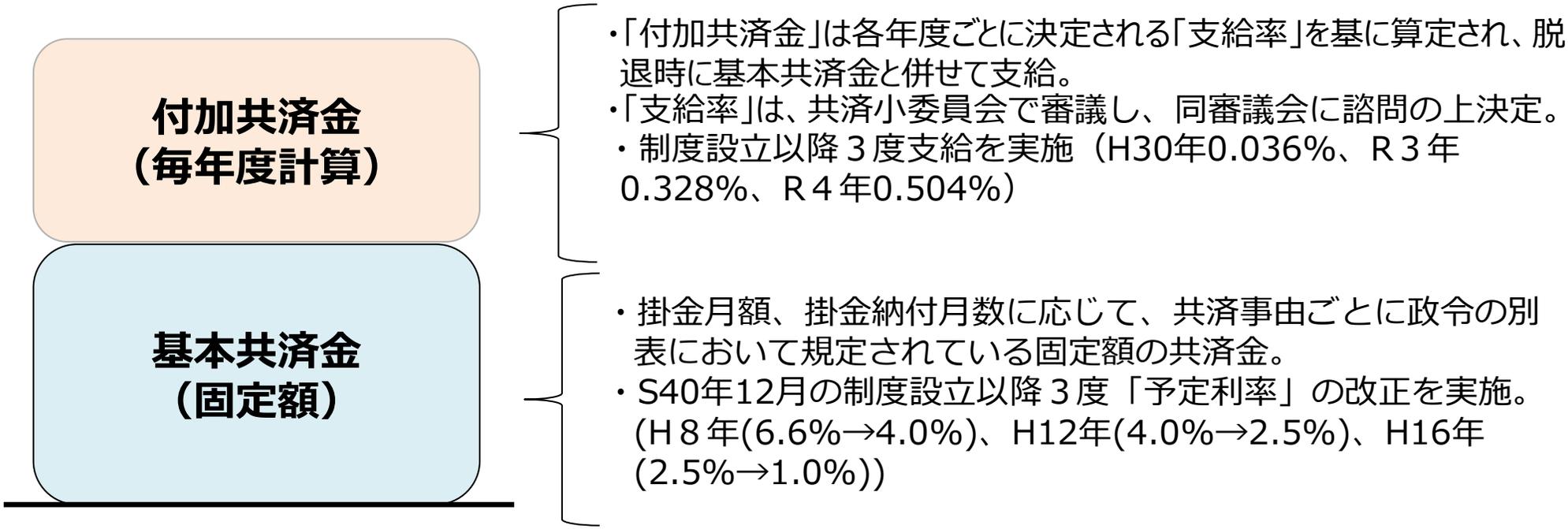
※ A 共済事由（個人事業主の死亡等）、B 共済事由（個人事業主の老齢給付等）、準共済事由

2. 共済金の概要

- 共済金の額は、**固定額の「基本共済金」と、当期の運用状況に応じた「付加共済金」**の合計額とする**「二階建方式」**。(平成8年4月施行)
- 付加共済金の**「支給率」**は、**中小企業政策審議会で決定**。(小規模企業共済法 (以下「法」) 第九条第五項)

※ 掛金を原資に一定の運用収入を見込んで共済金や解約手当金の額を設定しており、この運用収入の見込みを算定する際の利回りを「予定利率」と表現。

【共済金のイメージ】



3.付加共済金について

- 平成7年の法律改正において、**共済契約者が契約期間中の運用環境に相応した額の共済金を受給できるようにした制度**。契約者に配当する生命保険の配当を参考に制度を導入。「支給率」の算出式は法第九条五項、同法施行規則第十の二第一・二項を根拠に設定。
- 付加共済金は仮定共済金額に支給率を掛けて算出。
- **支給率は、当該年度末の剰余金見込額を仮定共済金等の発生見込総額で割った値を基準としつつ、「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して」、決定**する。
- 「その他の事情」として剰余金見込額から過年度の留保額と推計リスク（委託運用資産の下振れ変動リスク）を引いたものの半分を付加共済金原資額とし、すべての共済契約者が脱退したと仮定した場合に発生する共済金・解約手当金の総額で割って支給率を算出。

$$\text{支給率} = \frac{\text{①付加共済金原資額【 = ((1)剰余金見込額 - (2)過年度の留保額 - (3)推計リスク) / 2 】}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}}$$

① (分子) 付加共済金原資額 (施行規則第十条の二第一項)

(1)剰余金見込額

運用・掛金等の収入から、共済金等（基本共済金 + 過年度の付加共済金）の支払いに充てる額、責任準備金に積み増す額及び給付経理から業務等経理への繰入額を差し引いた額に前年度末の剰余金見込額を加える。

(2)過年度の留保額

過去の付加共済金支給の際に発生した1/2積立（留保）額の総額。

(3)推計リスク

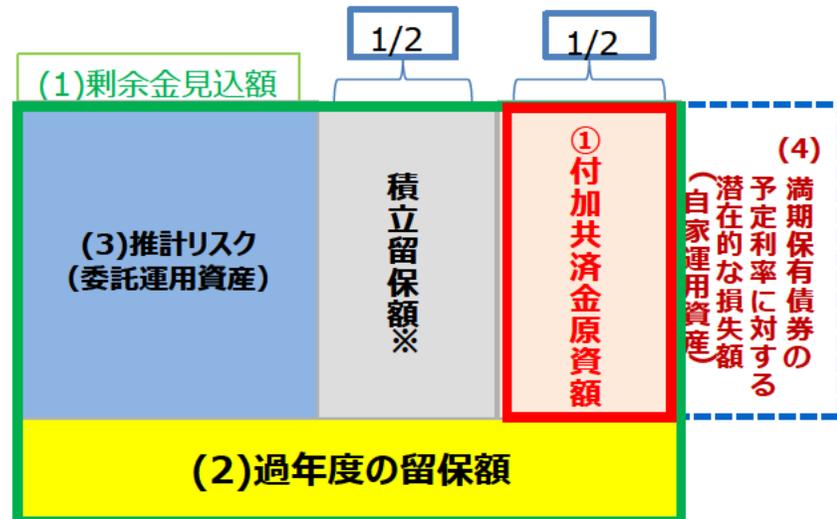
委託運用資産の下振れ変動リスク

価格変動リスクと過去に発生した欠損金の増加額から算出。
(第11回共済小委員会にて決定)

② (分母) 仮定共済金等の発生見込総額 (施行規則第十条の二第二項)

すべての共済契約者が脱退したと仮定した場合に発生する共済金及び解約手当金の総額。 ※積立留保額は、次年度以降、剰余金見込額から控除。

付加共済金原資額の算定イメージ



4.問題意識

- 小規模企業共済においては、運用資産の約8割を、自家運用資産で運用。
- 自家運用資産の運用については会計上「満期保有目的債券」として取得原価を基準として評価ができることから、上振れや下振れ等の変動はないものの購入時の利率で固定されてしまう側面がある。
- これまでは、自家運用資産は過去に購入した高利回りの債券があり、自家運用資産全体として予定利率1.0%以上の平均利回りを確保できていたため、予定利率を下回る債券を購入せざるを得ないことが重要な問題にならなかった。
- 低金利環境の長期化の影響で、償還された利回りが比較的高い債券を、利回りが低い債券へと買い替え続けることとなり、令和3年度の運用実績において、自家運用資産の利回りが初めて1.0%を切る水準まで落ち込んだ。
(参考：令和2年度1.0%、令和3年度0.89%)
- 自家運用資産において利回りが1.0%以下で購入した満期保有債券については、償還までの期間、予定利率に対する潜在的な損失額が確定しているにもかかわらず、現在の支給率の計算ではこれが考慮されていない。
- このままでは、自家運用資産の予定利率に対する潜在的な損失額が考慮されず、付加共済金として支出されてしまい、将来的な欠損金の発生につながる恐れがある。

5.方向性

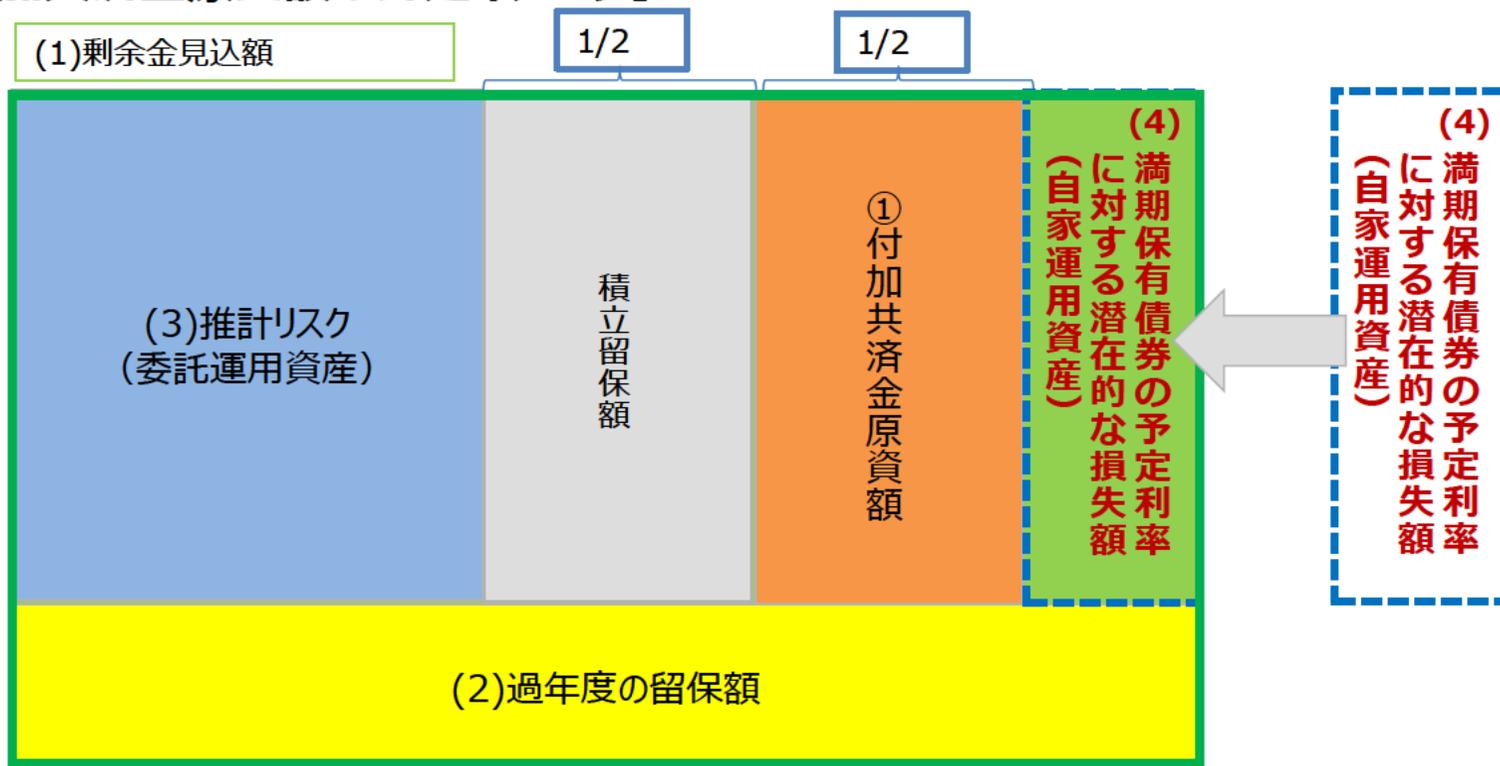
- 以上を踏まえて、推計リスク（現在は、委託用資産のみ考慮）に満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額（自家運用資産）も含め、剰余金見込額から控除することを提案するもの。

$$\text{支給率} = \frac{\text{①付加共済金原資額【 = ((1)剰余金見込額 - (2)過年度の留保額 - (3)推計リスク) / 2 】}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}}$$

【変更案】

この部分について、従来は「推計リスク（時価評価による値動き）」（委託運用資産）のみを勘案していたが、加えて「(4)満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額」（自家運用資産）を控除する

【付加共済金原資額の算定イメージ】



(参考)10年国債利回りの推移(H1~R3)

- 市場金利の影響で、低金利環境が続き、現在の予定利率(1.0%)を下回る債券を購入せざるを得ない状況。

